

動物用医薬品

イベルメクチン製剤

カイザード[®] 散 0.6%

Kaiserd[®] Powder 0.6%

カイザード散0.6%は、イベルメクチンを有効成分とする製剤で、豚の内部寄生虫及び外部寄生虫の駆除に有効です。

〔成分・分量〕

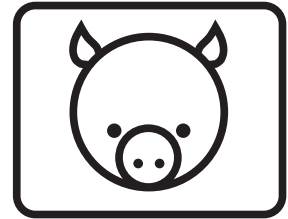
本剤100g中イベルメクチン0.6g含有。

〔効能・効果〕

豚の下記の内部寄生虫及び外部寄生虫の駆除

豚：内部寄生虫…豚回虫，豚腸結節虫，豚糞線虫

外部寄生虫…疥癬ダニ（穿孔ヒゼンダニ），豚ジラミ



333g

〔用法・用量〕

通常，1日体重1kg当たりイベルメクチンとして100 μ gを7日間飼料に均一に混じて投与する。

— 1体重別必要量 —

体重 (kg)	1頭当たり本剤投与量 (g)	
	1日量	7日量
30	0.5	3.5
60	1.0	7.0
90	1.5	10.5
120	2.0	14.0

体重 (kg)	1頭当たり本剤投与量 (g)	
	1日量	7日量
150	2.5	17.5
200	3.3	23.1
250	4.2	29.4
300	5.0	35.0

製造販売元



Meiji Seika ファルマ株式会社

東京都中央区京橋 2 - 4 - 16

製造元



第一ファインケミカル株式会社

富山県高岡市長慶寺 5 3 0 番地

〔使用上の注意〕

【一般的注意】

- (1) 本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- (2) 本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- (3) 本剤は「使用基準」の定めるところにより使用すること。
- (4) 本剤は獣医師の適切な指導の下で使用すること。
- (5) 投与は7日間に限ること。ただし、寄生虫に汚染されている場所で飼育されている豚では、再感染があれば必要に応じて再投与すること。

【使用者に対する注意】

- (1) 本剤は動物用医薬品であるため、人体用に使用しないこと。
- (2) 誤って本剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。

【対象動物に対する注意】

1. 制限事項

- (1) 本剤は飼料に添加し豚にのみ投与するように製剤化されているので、他の動物種には使用しないこと。

2. 適用上の注意

- (1) 本剤は飼料添加剤であるので、それ以外の投与方法（強制経口、筋肉内、皮下投与等）は行わないこと。
- (2) イベルメクチンの疥癬ダニに対する効果は速効性ではないので、感染が未投与動物に移行しないように注意すること。一般に投与終了後最低1週間は投与動物を清浄区域に移動したり未感染動物に近づけないこと。
- (3) 本剤は、シラミの卵を殺さない。シラミの卵の孵化には最大3週間を要するので、投与後に孵化した豚ジラミが認められる場合は本剤の再投与を行うこと。ただし、本剤の再投与を行う場合は7日以上の間隔をあけること。

【取扱上の注意】

- (1) イベルメクチンは、土と容易に結合し不活化されるが、遊離したイベルメクチンは魚及びある種の水棲生物に影響を与えることがあるので、容器及び残りの薬剤は焼却すること。
- (2) イベルメクチンは主として糞中に排泄されるので、排泄物の肥料化又は浄化処理を適切に行うこと。

【保管上の注意】

- (1) 小児の手の届かないところに保管すること。
- (2) 直射日光を避け、湿気の少ない涼しい場所に保存すること。

注意：本剤は薬事法第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、豚について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守して下さい。
豚：食用に供するためにと殺する前7日間

貯 法 室温保存

(2011年4月改訂)